

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例

全部改正 令和3年2月9日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下単に「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費及び費用弁償（以下単に「旅費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 職員がその採用に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は職員が任用解除に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁へ旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、職員の配偶者の父母及び祖父母並びに重度心身障害者で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例で「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2** 職員、その配偶者又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。
 - (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員と同居していた遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
- 3** 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費を支給しない。
- 4** 職員又は職員以外の者が、広域連合の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5** 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他広域連合が費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6** 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を次条第3項の規定により変更（取消

しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で広域連合長が定めるものを旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で広域連合長が定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 前各項(第3項を除く。)の規定による旅費は、その全部又は一部を乗車券又は航空券の交付その他広域連合長が定める方法により支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項、様式その他の必要な事項は、広域連合長が定める。

(旅行命令簿等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、移転雑費、着後宿泊料及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 日当は、内国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額又は実費額により支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。

- 9 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 10 着後宿泊料は、赴任に伴う住所又は居所の移転の場合において、赴任の際やむを得ない事情により移転後の住所又は居所以外の場所に宿泊を要したときに、その宿泊した夜数に応じ1夜当たりの実費額又は定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当又は宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は私事のために滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行について、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区別して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び様式、前2項に規定する期間その他の必要な事項は、広域連合長が定める。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、旅行命令権者が広域連合長の承認を得て定める旅費とする。

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 特別急行列車（普通急行列車を含む。以下この条において同じ。）を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する旅行に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
 - (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別急行列車を利用した旅行
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃の範囲内で現に支払った運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務について自家用の自動車（次条第2項第2号において「自家用車」という。）を使用して旅行をした場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。
- 3 前項の車賃は、全路程を通算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要により駐車料金、有料の道路の料金その他任命権者が定める費用を旅行者が負担した場合には、当該旅行者が現に支払った額を同表の定額に加算した額とする。

- 2 第6条第6項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる旅行においては、別表の定額による日当は、支給しない。
- (1) 行程100キロメートル未満の旅行であって、次に掲げるもの
 - ア 日帰りの旅行
 - イ 赴任のための旅行であって、旅費計算上の旅行日数が1日であるもの
 - (2) 行程100キロメートル以上の旅行であって、次に掲げるもの
 - ア 公用の自動車（前条第2項に規定する場合における自家用車を含む。）のみを使用する日帰りの旅行
 - イ 自家用車のみを使用する赴任のための旅行であって、旅費計算上の旅行日数が1日であるもの

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。ただし、任命権者が定める旅行における宿泊料の額は、実費額（その額が同表の定額を超えるときは、同表の定額）とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営業者をいう。次項第1号及び第3項第1号において同じ。）により移転に

伴う家財の輸送を行う場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
ア 旧在勤地又は新在勤地のいずれかが離島（本州、北海道、四国又は九州に附属する島をいう。

次項第1号ア及び第3項において同じ。）であるとき 現に当該運送事業者を支払った額（任命権者が定める費用に相当する額を除く。以下この号、次項第1号及び第3項第1号において同じ。）（その額が5万円に満たないときは、5万円とする。以下この号、次項第1号及び第3項第1号において同じ。）

イ アに掲げるとき以外のとき 上限額37万4,000円の範囲内で現に当該運送事業者を支払った額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 定額5万円

2 前項の規定による移転料の支給があった場合において、赴任の際移転しなかった当該職員の扶養親族を、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転するときの移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 旧在勤地又は新在勤地のいずれかが離島であるとき 現に当該運送事業者を支払った額

イ アに掲げるとき以外のとき 現に当該運送事業者を支払った額。ただし、現に当該運送事業者を支払った額と前項（第1号アに係る部分を除く。）及びこの項（第1号アに係る部分を除く。）の規定により既に支給された額（以下この項において「既支給額」という。）との合計額が当該職員の赴任に係る上限額37万4,000円を超えるときは、当該上限額から既支給額を減じた額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 定額5万円とする。ただし、既支給額と定額5万円との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から既支給額を減じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、第1項第1号アに掲げる場合において、新在勤地が離島以外の地であるとき又は当該職員の扶養親族が新在勤地以外の地に移転するときは、当該職員の扶養親族に係る移転料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 現に当該運送事業者を支払った額。ただし、現に当該運送事業者を支払った額とこの項の規定により既に支給された額との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から当該既に支給された額を減じた額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 定額5万円とする。ただし、この項の規定により既に支給された額と定額5万円との合計額が37万4,000円を超えるときは、37万4,000円から当該既に支給された額を減じた額とする。

4 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第2項に規定する期間を延長することができる。

（移転雑費）

第22条 移転雑費の額は、定額2万4,000円とする。

（着後宿泊料）

第23条 着後宿泊料の額は、夜数に応じ1夜当たりの実費額とする。ただし、1夜当たりの当該実費額が宿泊先の区分に応じた別表の宿泊料の定額を超えるときは、同表の定額とする。

（扶養親族移転料）

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(7) その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後宿泊料の実費額

(4) その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額

(9) その移転の際における職員相当の日当及び移転雑費の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(7) その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後宿泊料の実費額

(4) その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の2分の1に相当する額

- (ウ) その移転の際における職員相当の日当及び移転雑費の3分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、次に掲げる額の合計額
 - (7) その移転の際における職員相当の宿泊料及び着後宿泊料の実費額
 - (4) その移転の際における職員相当の日当及び移転雑費の3分の1に相当する額
 - (ウ) 6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、赴任の際扶養親族を移転する場合又は第21条第2項の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について同号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。
- (3) 第1号アからウまでの規定により日当及び移転雑費の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(在勤地内の旅費)

第25条 在勤地内における旅行（日帰りの旅行を除く。次項において同じ。）については、第19条の規定による額の日当を支給する。

2 第6条の規定にかかわらず、在勤地内における旅行については、日当のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊料
- (2) 第28条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃、移転料、移転雑費、着後宿泊料又は扶養親族移転料

(日帰りの旅行の旅費)

第26条 日帰りの旅行における旅費は、行程4キロメートル未満の旅行については、支給しない。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第27条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、移転雑費、着後宿泊料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条及び第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (3) 赴任を命ぜられた職員が、公務上の必要により住所又は居所を移転した場合には、第21条から第24条までの規定による額の移転料、移転雑費、着後宿泊料又は扶養親族移転料

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項第1号の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費
 - ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
 - イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第30条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の各相当規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が定める。

(旅費の調整)

- 第31条** 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合には、その必要とする旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第32条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないうとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第33条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第19条—第20条関係）

日当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方
2,400円	12,000円	10,800円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち広域連合長が定める地域その他これらに準ずる地域で広域連合長が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。